

いわき市農業委員会第14回総会議事録

会長 蛭田元超は、令和7年6月23日(月曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計33名)

(1) 農業委員(23名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元超	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(11名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	坂本 祐輔
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

22 飯高 敬一

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (中村次長)	それでは、議事に入ります。 議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。 蛭田会長、よろしくお願いいたします。
議長 (蛭田会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。 まず、本日の通告欠席は、議席番号22番 飯高敬一委員となります。 現在、委員24名中23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 只今より、いわき市農業委員会14回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号11番 平田敬一委員、議席番号12番 鈴木忠光委員、以上2名の委員をお願いいたします。 また、書記は事務局をお願いいたします。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。 これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告に入ります。 今月の報告は、令和7年5月分となります。 議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。 これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。 総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。 次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (佐藤係長)	特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

本日、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」において、議席番号16番 木村義昭委員が該当しております。

木村委員には、当該審議の際に一時退出をお願いします。

その他該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の2ページをご覧になりながら、お聞き下さい。

併せて地図につきましては、別紙「現地調査位置図」の1ページから5ページをご覧下さい。

番号1番から番号3番につきましては、売買による所有権の移転、番号4番につきましては、賃借権の設定、番号5番につきましては、贈与による所有権の移転です。

以上の5件が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田7,325㎡、畑397㎡、合計7,722㎡です。

続きまして、議案説明書の3ページから4ページをご覧下さい。

今月の申請案件につきまして、事務局による書面審査の結果、農地法第3条許可が出来ない場合を示した同条第2項各号に該当するものはなく、全ての案件が許可要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

1番
鈴木(幸)
委員

番号1番から番号4番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号5番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地等の買受適格者証明願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の5ページをお開き願います。

議案第2号「農地等の買受適格証明願いについて」、ご説明いたします。

買受適格証明は、農地が差押えを受け、競売又は公売にかけられた際、入札参加者が農地法に基づく許可を受けられる者(＝買受適格を有する者)であることを証明するため、入札書に添付しなければならないものです。

なお、裁判所が実施するものを競売、国や都道府県、市町村等の公的機関が実施するものを公売と称します。

今回は、仙台国税局が実施する「公売」となります。

公売のスケジュールは、入札期間が令和7年8月26日の午前9時から令和7年9月2日の午後5時まで、開札日時が令和7年9月4日の午前10時、売却決定日時が令和7年9月25日の午前10時となっております。

買受適格証明の審査は、願出人から提出されている農地法第3条の許可申請書の案に基づき、通常の許可申請と同様、許可の要件を満たしているか否かで判断します。

仮に、本総会で買受適格を有すると議決され、入札者が買受適格証明を添付して入札に臨み、開札の結果、最高価買受申出人となった場合は、その者は正式に農地法第3条の許可申請を行い、農業委員会は証明時と事情が異なっていると認めた場合を除き、買受適格を有すると議決した内容により、速やかに許可処分を行ったうえで、後日総会で報告する流れとなります。

事務局
(浅川主査)

おります。

それでは、議案説明書の6ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いします。

なお、「現地調査位置図」は6ページとなります。

それでは、説明いたします。

番号1番、願出人の住所・氏名は、小名浜、(氏名は不表示)です。

当該農地の表示は、鹿島町米田の2筆、登記地目はいずれも田、登記面積は30㎡と1,449㎡の計1,479㎡です。

願出人が当該農地を落札した場合、田から畑への農地改良を行い、小名浜地区で経営している飲食店で消費するキュウリ・ピーマン・長ネギを作付けすることとしておりますが、現時点において経営する農地がないため、新規就農案件となります。

農業従事者は本人及び妻の2名の予定、農機具は耕うん機を1台・刈払機を2台、金属リサイクル業を営む友人から借り受けるとのことで、当該友人の念書が添付されており、通作距離は自宅を起点として約5.6kmとなっております。

ちなみに、公売における見積価格は45万2千円です。

また、当該農地の現況について、灌木の発生は疎らであるものの、土地全体に多年生雑草が繁茂している状態ですが、願出人から提出された営農計画書によると、「まずは刈払機で草刈りした後、業者に頼んで盛土し、農地性を回復させたくて耕うん機を使って耕起する。」とのことでした。

なお、盛土高は50cm、盛土費用は91万7千125円を見込んでいるとのことで、見積書の写しが提出されております。

これについて、今月9日に実施した現地調査において、担当委員より「繁茂している雑草はヨシであり、地下茎で繁殖することから、刈払機のみでの駆除は困難である。最低でもハンマーナイフモアでヨシの地上部を粉碎した後、地下茎にも効果がある除草剤を散布しなければ、盛土をしてもヨシが再発すると思われる。ヨシを駆除できなければ、耕作するのは極めて難しいのではないか。」といった意見がありました。

このことから、願出人の営農計画は、農地法第3条第2項第1号にいう「耕作すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」に該当する内容であると判断されるため、買受適格を有することの証明は不適當であると考えます。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

2番
鈴木(義)
委員

当該農地の現況、及び現地調査担当委員としての意見については、事務局から説明があったとおりです。

現時点における願出人の営農計画は、耕作すべき農地の全てを効率的に

2 番
鈴木(義)
委員

利用して耕作を行う内容には足りないことから、買受適格を有することの証明はできないと判断します。

なお、当該農地は泥濘が強い湿田のようですので、農地の再生・改良のハードルは相当高いと考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「農地法第3条第2項第1号に該当することから、買受適格を有することの証明は出来ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第2号について、「買受適格を有することの証明は行わない」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地等の買受適格者証明願いについて」は、買受適格を有することの証明は行わないことといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案の説明に入る前に、案件の取下げについて、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き下さい。

番号2番、小名浜上神白の案件について、一部指令前着手していたことから、その経緯について申請人の代理人である行政書士に問い合わせたところ、取下願出書が提出されましたので、議案から削除願います。

これにより、今月の5条許可申請の合計面積が変更となります。

田の面積が1,273㎡から0㎡へ、合計面積が2,355㎡から1,082㎡へ変更となります。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は8ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5009番からとなります。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平豊間の4筆、いずれも畑、計1,082㎡、駐車場、所有権の移転です。

なお、地域計画内の農地については、農用地区域からの除外や農地転用

事務局 (櫛田主査)	許可には、あらかじめいわき市による地域計画の変更手続きが必要となります。 今月の5条許可申請案件のうち、地域計画内の農地に該当する案件はございませんでした。 以上1件につきまして、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
23番 油座委員	番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (千葉主事)	議案説明書の9ページをお開き願います。 議案第4号「現況確認証明願いについて」、ご説明いたします。 議案説明書の10ページをお開き願います。 また、配付しております「現地調査位置図」の12ページも併せてご覧下さい。 番号1番、申請地は三和町下市萱、登記地目は田、登記面積は2,061㎡、同じく三和町下市萱、登記地目は畑、登記面積は6,154㎡、計8,215㎡です。 現況が非農地となった経緯については、イノシシによる獣害及び耕作者の高齢化により、およそ20年前から耕作を放棄したため、非農地化して現在に至っております。 以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提

事務局 (千葉主事)	出されたものです。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
4番 木幡委員	番号1番について、現地調査を実施した結果、長年に渡り耕作されておらず、営農出来る状態ではありませんでした。 申請地を非農地とすることに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」審議いたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号16番木村義昭委員が該当しております。 木村委員については、一時退出をお願いします。 【木村委員、一時退出】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の7ページをお開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木主査)	それでは、議案第5号について説明いたします。 議案説明書の12ページをお開き下さい。 議案第5号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。 次に、13ページをお開き下さい。 公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。 実施地区は、平、四倉、三和、好間、川前 借り手13名、対象筆数、田57筆、畑27筆、面積は、田88,036㎡、畑20,451㎡です。

事務局 (鈴木主査)	続きまして、再転貸の事案となります。 実施地区は、平、四倉、借り手12名、対象筆数、田56筆、畑3筆、面積は、田40,278㎡、畑1,928㎡です。 議案説明書14ページ以降については、後程確認下さい。 なお、貸付相手方の要件については、満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。 当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。
2番 鈴木(義) 委員	議案説明書14ページの番号7番、大野第三地区について、作物名が「水田」となっておりますが、「水稻」の誤りではないでしょうか。 また、議案説明書21ページの番号11番、同じく大野第三地区について、地目が「畑」であります。作物名が未記入ですので何を作るのか教えて下さい。
事務局 (鈴木主査)	始めに、番号7番について、こちらは「水稻」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。 また、番号11番について、こちらの作物名については、事務局で把握しておりませんでした。 後ほど確認し、ご報告いたします。
2番 鈴木(義) 委員	わかりました。 よろしくお願いします。
議長 (蛭田会長)	事務局にお伺いいたします。 番号7番、番号11番については、事務局の誤りなのでしょうか。
事務局 (鈴木主査)	計画(案)については、いわき市が作成しているものであります。 事務局の誤りではございません。
議長 (蛭田会長)	番号7番、番号11番について、農業委員会の意見とすることは可能でしょうか。
事務局 (鈴木主査)	はい。 番号7番の「水稻」の記載誤り、番号11番の作物名の記入漏れについて、農業委員会の意見としてはいかかでしょうか。
13番 岡村委員	番号11番について、現在ピーマンを作付けしておりますので、おそらく、記載漏れだと思われます。 なお、確認はして頂きたいと思います。

議長
(蛭田会長)

それでは、まとめたいと思います。

(1) 議案説明書14ページの番号7番、作物名が「水稻」の誤りではないか。

(2) 議案説明書21ページの番号11番、作物名が未記入である。

以上2件について、農業委員会の意見とする。

そのほか、ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、農業委員会の意見は、(1)「番号7番の作物名が水稻の誤りではないか。」、(2)「番号11番の作物名が未記入である。」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、農業委員会の意見は、只今の説明のとおりといたします。

それでは、木村委員、入室願います。

【木村委員、入室】

ここで、議案第6号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後2時25分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。

番号1番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

なお、今回の対象地については、昨年度に実施した地域計画策定に係る今後の農業経営意向に関する調査において、現在耕作されていない旨の回答を得ておりました。

現地調査については、当該地区審議会の委員において実施しております。

また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。

6月分は、田6筆7,256㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

9番
四家(誠)
委員

番号1番について、平2区地区審議会の、木幡仁一委員、穴野正秋委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「いわき市農業委員会規程の改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

お手元にお配りした資料2をご覧ください。

いわき市農業委員会規程は、総会の所掌事務や会長の専決事項など、いわき市農業委員会に関する必要な事項を定めています。

今回、議案として提出させて頂く条文は、同規程の第11条で、「農地等に立入調査をする際の、委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員の身分を示す証票」の様式になります。

資料の内容を、簡単ではございますが説明させていただきます。

まず、表紙の1ページ目についてです。

1点目は、いわき市農業委員会規程の改正に至った要因などを記載しています。

2点目は、本改正(案)が議決された際のスケジュールとなっております。
施行日は、令和7年6月27日を予定しております。

次に、2ページ目についてです。

こちらは、身分を示す証票の様式です。

左が現行の様式、右側が改正(案)の様式となっており、改正箇所にはアンダーバーを引いています。

左の現行様式では、住所を記載していますが、右の改正(案)では、それを削除しております。

住所を削除した背景について申し上げます。

事務局
(佐藤係長)

まず、本市において、税の徴収部門や各地区保健福祉センターのケースワーカーなども、立入調査を実施いたしますが、それらの証票には、個人の住所が記載されていないことが挙げられます。

加えて、ほかの市町村の証票を調査いたしましたが、個人の住所を記載していない自治体が、記載している自治体の数を上回る結果となりました。

これらの現状も踏まえ、個人情報意図せぬところで外部に流出し、プライバシーを侵害することなどを防止する観点から、身分を示す証票の住所を削除するものです。

なお、横の長さを約9cm、縦の長さを約6cmへ変更しており、文言についても加除修正しておりますが、これらは国が示す参考様式を考慮したものとなっております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「いわき市農業委員会規程の改正について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、本日の議事日程につき、農業委員会会長より追加議案として、議案第8号「いわき市農業委員会委員の辞任について」を上程いたします。

本件につきましては、緊急の案件であることから、報告第1号に先立ち上程させていただきます。

上程にあたり、いわき市農業委員会総会会議規則第16条の規定により、「議長は、動議の提出があったときは、その動議を採択するか否かを諮らなければならない。」とされております。

お諮りいたします。

追加議案として上程することについて、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議がないようですので、採決いたします。

議案第8号「いわき市農業委員会委員の辞任について」の上程について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手は出席23名中23名が賛成のため、出席委員の5分の1以上となる】

賛成多数を持ちまして、議案第8号を追加いたします。

追加議案書配付のため、暫時休憩します。

【暫時休憩】

それではここで、追加議案、議案第8号「いわき市農業委員会委員の辞任について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

追加議案書の1ページをお開き願います。

【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

飯高委員につきましては、御子息の急病により、その介護と御子息が経営する会社を手伝うため、委員の職務を続けられないとの理由から、6月2日付けで辞任願がいわき市長に提出されたところです。

また、辞任願の受理後、市長から当農業委員会に対し、6月2日付けで委員の解任についての諮問がございました。

委員の辞任にあたりましては、市長と農業委員会の同意を得なければならないことから、同意の可否について、ご審議をお願いいたします。

なお、議決後は、市長に対し当農業委員会の意見を答申いたしますが、辞任に同意することとなった場合には、任命権者である市長の決裁日を持って、飯高委員が解任となりますことを申し添えます。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第8号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

8番
古市委員

飯高委員の住所地は、確か大久町であったと思います。

追加議案書に記載の住所地が小島町となっておりますが、その理由を教えてください。

事務局
(中村次長)

飯高委員につきましては、息子さんの介護と息子さんが経営する会社を手伝うため、大久町の自宅を売却し、息子さんの住む小島町に転居したところであります。

8番
古市委員

わかりました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第8号「いわき市農業委員会委員の辞任について」は、原案のとおり可決いたします。

なお、只今可決されました諮問に対する市長への答申にあたっては、答申期間が短いため、案文を事務局と作成し、その他整理を要するものについては、その整理を会長へ委任されたいと思いますが、これについて、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、そのようにいたします。

議長
(蛭田会長)

次に、報告に入ります。
始めに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の11ページをお開き願います。
【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】
それでは、議案説明書の25ページから31ページをお開き願います。
今月の報告件数は27件、権利の移動理由は、「相続」が26件、「時効取得」が1件です。
権利の取得面積は、田45,928㎡、畑36,729㎡、合計82,657㎡です。
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の12ページをお開き願います。
【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】
議案説明書の33ページから35ページをお開き願います。
今月の報告件数は9件、転用面積は、田4,786㎡、畑1,556㎡、合計6,342㎡です。
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の13ページをお開き願います。
【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】
議案説明書の37ページから38ページをお開き願います。
今月の報告件数は1件、面積は、田2,392㎡、畑0㎡、合計2,392㎡です。
以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第4号から第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の14ページをお開き願います。
【報告第4号を朗読し、報告事項(相続税の納税猶予に関する適格者証明書について)を説明】
議案説明書の39ページから40ページをお開き願います。
(※所在地番の訂正を行った。)
今月の交付件数は1件です。
面積は、田765㎡、畑4,030㎡、合計4,795㎡です。
以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の15ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】
議案説明書の41ページから42ページをお開き願います。

事務局 (佐藤係長)	(※所在地番の訂正を行った。) 今月の交付件数は1件、内訳は、「相続税の納税猶予」です。 面積は、田2,177㎡、畑901㎡、合計3,078㎡です。 以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。 次に、その他に入ります。 始めに、事務局より何かございますか。 【特になし】 次に、委員の皆様から何かございますか。
2番 鈴木(義) 委員	先日、会長に代わって市議会6月定例会(最終日)に出席しましたが、「アロハ議会」ということで、皆がアロハシャツを着用しておりました。 農業委員会総会においても、アロハシャツの着用を認めてはいかがでしょうか。
議長 (蛭田会長)	只今、鈴木会長職務代理者より、総会におけるアロハシャツの着用について、提案がございました。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
19番 生田目委員	私は良いと思うのですが、あくまでも強制ではなく、個人の判断によるという趣旨でよろしいでしょうか。
2番 鈴木(義) 委員	その通りです。
19番 生田目委員	また、農業委員会として、アロハシャツを皆に支給するというお考えはございますか。
議長 (蛭田会長)	それは、ございません。
19番 生田目委員	わかりました。
議長 (蛭田会長)	強制ではなく、アロハシャツを着たいという方については、その着用を認めるということです。 参考までに、私も市議会に出席するために購入しましたが、一着3,700円でありました。 ほかに着用する場もございませんので、個人的にも認めて頂きたいと考

議長 (蛭田会長)	えております。 クールビズの観点からも、6月から9月までの期間、着用を認めるということでいかがでしょうか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、7月の総会からアロハシャツの着用を認めることといたします。
事務局 (鈴木局長)	7月18日につきましては、12時30分から第15回総会、15時から第4回全員協議会、そして18時から懇親会の開催を予定しております。 懇親会につきましては、招待者に対し、事務局より「ノーネクタイ・上着あり」での出席を案内させていただきますので、委員の皆様にも、その点をご配慮頂きたいと存じます。
議長 (蛭田会長)	そうですね、来月の懇親会については、草野前会長の県知事表彰受賞のお祝いも兼ねておりますから、我々がアロハシャツでは失礼にあたりますね。 それでは、8月と9月の総会において、アロハシャツの着用を認めますのでよろしくお願いいたします。
事務局 (鹿内主査)	総会におけるアロハシャツの着用が認められましたが、全員協議会についても、期間中の着用を認めるということではよろしいでしょうか。 全員協議会については、毎年7月に開催いたしますので、今年度は懇親会の都合上、着用を認めるご案内はいたしません。来年度以降、案内に明記する必要がありますので、確認させていただきます。
2 番 鈴木(義) 委員	その都度、状況に応じて判断することで良いのではないのでしょうか。
議長 (蛭田会長)	来年度以降も、状況に応じて案内して頂くことで、鹿内さんよろしくおをお願いします。 そのほか、委員の皆様から何かございますか。 【特になし】
	特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第14回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地等の買受適格者証明願いについて	買受適格を有することの証明は行わない
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号1番は原案のとおり可決、番号2番は取下げ
第4号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	農業委員会の意見は、(1)「番号7番の作物名が水稻の誤りではないか。」、(2)「番号11番の作物名が未記入である。」とすることで可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第7号	いわき市農業委員会規程の改正について	原案のとおり可決
第8号	いわき市農業委員会委員の辞任について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

16 木村 義昭

6 本総会の閉会時刻

午後3時5分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

11 平田 敬一

12 鈴木 忠光